随意契約理由書

神戸市

件　　名	東クリーンセンター窒素消火設備容器弁等購入
契 約 業 者 名	エア・ウォーター防災株式会社　大阪支社
随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

随意契約の相手方を選定した理由

当施設の消火設備のうち窒素消火設備は、電気室内で発生した火災を消火するための固定式消火設備であり、プラント設備及び人命に関わる特に重要な設備である。

平成 25 年 11 月 26 日付け消防庁告示第 19 号「容器弁の安全性」点検の義務化に基づき、設備の一部分である容器弁等を購入するものである。

本設備は、エア・ウォーター防災株式会社が製造・設置を行ったものであり、既設の制御装置に連動する電気仕様、性能の整合性を確保するためには、上記業者製である必要がある。さらに、容器弁、容器の交換は既設のメーカーと同一メーカーであることが消防法により定められているため、必要な部品については上記業者製に限られる。

また、既設容器弁と同一製品は現在製造されておらず、後継部品の製造に関してはメーカーによる新規の技術的な検討・調整が必要なため、他社からの調達は極めて困難である。

以上の理由から、本業務を確実に履行するために必要な技術力を有し、部品調達が可能な者は他に存在しないため、上記業者との随意契約を行うものである。

担当部署 **（問合せ先）**	環境局東クリーンセンター 電話番号　０７８－４５２－４１００